

# 「地方訓練受講者支援室」の名称を 「訓練室」に変更します

～平成29年4月1日～

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の「地方訓練受講者支援課（室）」の名称を「訓練課（室）」に変更します。

群馬労働局職業安定部地方訓練受講者支援室は、職業訓練の受講を通じて安定した就職を目指す求職者支援制度による職業訓練及び公的職業訓練にかかる受講生を包括的に支援するほか、生活保護受給者等の就労支援やジョブ・カード制度関係の業務にあたっておりますが、この度、下記のとおり名称が「訓練室」と変わり、群馬労働局職業安定部訓練室となります。

なお、名称変更による担当業務に変更ありません。

記

平成29年3月までの名称

平成29年4月からの名称

地方訓練受講者支援室



訓練室